

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	建設局下水道部調整課（下水道管理担当）（06-6615-6642）
処分課（担当）名	建設局下水道部調整課（下水道管理担当）
処分の名称	占用料分納許可
概要	占用者の申請により、下水道の敷地占用料が著しく多額であるときその他特別の理由があると認められるときは、年4回以内の分納を許可することがあります。
根拠法令等 及び条項	大阪市下水道条例施行規則第36条 http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html
審査基準	次に掲げる場合、占用料の年4回以内の分納を許可することがあります。 （1） 占用料が著しく多額であると認める場合 （2） その他市長が特別な理由があると認める場合
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	建設局下水道部調整課（下水道管理担当）
提出時期	随時
提出方法	占用料分納許可申請の旨を申し出てください。
手数料	なし
相談窓口	建設局下水道部調整課（下水道管理担当）
ホームページ	
備考	